

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和8年12月31日まで)

秋本務 第488号 生企第659号  
刑企第156号 交企第153号  
備一第105号

令和3年9月14日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）

県警察においては、「秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）」（平成28年10月3日付け秋本務第801号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に係る業務を推進してきたところであるが、この度、別添「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を新たに策定し、犯罪被害者等に対する支援の充実を図ることとしたので、適正かつ効果的な運用に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

## 秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画

### 第1 総則

#### 1 目的

この計画は、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」及び「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を受け、秋田県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的かつ総合的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

#### 2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

#### 3 推進体制

別に設置する秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会において、第2に示す施策についての推進状況を点検し、犯罪被害者等支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

### 第2 具体的な施策

次に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもちろんのこと、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

#### 1 損害回復・経済的支援

##### (1) 損害賠償請求等に関する周知

###### ア 損害賠償請求等に関する制度の周知

犯罪被害者等に対し、刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示、損害賠償請求等に関する各種制度の周知を図る。

###### イ 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

預金口座等への振込みによる特殊詐欺等の被害者に対して被害回復分配金が適切に支払われるよう、金融機関に対し、預金口座等の不正利用に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者等には、被害回復に資する各種制度を教示するなど被害回復の促進を図る。

###### ウ 各種経済的支援制度の周知

関係機関が相互に連携しつつ、パンフレット、ホームページ、市町村広報誌等を活用しながら、次の経済的支援の周知を図る。

(ア) (公社) 秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者等に対する治療費等の支援

(イ) (公財) 暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援

(ウ) (公財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援

(エ) (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化

- (ウ) (公財) 日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援
  - (カ) (独) 自動車事故対策機構、(公財) 交通遺児育英会、(公財) 交通遺児等育成基金等による財政的支援
  - (キ) 日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助制度等の支援
  - (ク) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援
- (2) 給付金制度等の充実
- ア 犯罪被害者等給付金の迅速な支給  
仮給付制度の効果的な運用、関係職員への犯罪被害給付制度の周知徹底、犯罪被害者等への適切な教示を推進するとともに、迅速な裁定と支給に努める。
  - イ 市町村による見舞金支給制度の周知等  
市町村による見舞金支給制度の周知を図るとともに、市町村と連携して制度の効果的な運用に努める。
  - ウ 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置の周知  
司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費に対する公的措置の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努める。
  - エ 医療費等に係る公費負担制度の周知  
特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用及び人工妊娠中絶費用の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実を図る。
  - オ (公社)秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知等  
傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、(公社)秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努める。
  - カ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援の周知  
海外での犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は障害が残った被害者に対し、弔慰金等を支給する制度の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努める。
- (3) 居住先の安定確保
- 再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合などに利用できる、一時保護施設借上げ経費及びハウスクリーニング料の公費負担について周知を図る。
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止
- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- ア 被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援  
被害少年の精神的被害の回復を図るため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年補導職員による関係者への助言等の継続的な支援を行う。
  - イ 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実  
性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外

の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を情報提供する。

ウ 産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応

県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察とのネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努める。

(2) 安全の確保の充実等

ア 加害者に関する情報提供の拡充

(ア) 検察庁等との連携促進

検察庁、刑務所、保護観察所等との連携を密にしながら、釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。

(イ) 子供への暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

13歳未満の子供に対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努める。

(ウ) 保護観察処分付執行猶予者等の動向把握に伴う再被害防止対策の推進

刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項やその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講ずる。

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護

(ア) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知

法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度や、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求めることができる制度等の周知を図る。

(イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書等の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努める。

(ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。

ウ 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連

携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努める。

エ 暴力団等からの危害の未然防止

暴力団等から危害を被るおそれがある者を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進する。

オ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

(ア) 児童相談所、女性相談所との連携充実

虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、女性相談所及び福祉事務所との連携を強化し、安全の確保に努める。

(イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導

学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努める。

カ 児童虐待への対応力の強化

児童虐待の早期発見・保護等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童虐待事案の専門的対応に関する指導等の業務を担う少年保護対策室を設置して、児童虐待への適切な対応を推進する。

キ 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、所在に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、早期に発見し、保護するための措置を講ずる。

(3) 保護、捜査、公判における配慮の充実等

ア 職員に対する研修の充実

(ア) 職員による二次的被害の防止

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援体験記の配布などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止のための指導・教養に努める。

(イ) 被害児童からの聴取に関する指導・教養

被害児童からの事情聴取に関する技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修に努める。

(ウ) 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査等のための指導・教養

女性に限らず全ての性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や被害者支援を推進するための指導・教養に努める。

(エ) 障害者の特性を踏まえた捜査等のための指導・教養

障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、効果的な指導・教養に努める。

イ 性暴力被害者等に対応する捜査員の配置等

各警察署に性犯罪指定捜査員を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図る。

ウ ビデオリンク制度等の周知

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、ビデオリンク制度等の周知を図る。

エ 犯罪被害者等のための施設の改善

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに努める。

3 刑事手続への関与拡充

(1) 「被害者の手引」による情報提供

「被害者の手引」の内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布・説明を行う。また、外国人犯罪被害者等に対し外国語版（英語・中国語・韓国語）の「被害者の手引」を配布するほか、ホームページにおいても情報の提供を行う。

(2) 「被害者連絡制度」等の適切な運用

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図る。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、被害者支援要員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

(3) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知

冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図る。

(4) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図る。

(5) 迅速・確実な被害の届出の受理

届出の内容が、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な被害の届出の受理に努める。

(6) 告訴に対する適切な対応

告訴については、犯罪の不成立が明白な場合や根拠が十分と認められない場合等を除き、迅速な対応に努める。

(7) 検視、司法解剖及び司法解剖後の臓器等保管に関する説明

検視及び司法解剖に関するパンフレットの活用等により、遺族に対して適切な説

明及び配慮に努めるとともに、司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの理解を求める。

(8) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼

医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働きかけを推進し、理解と協力の確保に努める。

(9) 証拠物件の適正な保管と還付等

証拠物件については、証拠価値を保全するため、滅失、散逸等の防止に努めるとともに、捜査上、留置の必要がなくなった場合は、犯罪被害者等と連絡を密にして還付等の手続きに付すように努める。

(10) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故等については、客観的証拠の収集のほか、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、被害者支援について交通事故捜査員に対する各種教養等の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。

4 支援体制等の整備充実

(1) 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化

ア 性犯罪被害者に対する支援の充実

性犯罪の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を行うとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応を図る。また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（公社）秋田被害者支援センターに対する情報提供を適切に行い、性犯罪被害者の精神的負担の軽減に努める。

イ 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援

「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等との緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行う。

ウ 県警察における相談に対する適切な対応

全国統一の相談電話「#9110」や警察官が対応する「性犯罪被害相談電話#8103」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに対応する。また、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団が関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図る。さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日、行政処分の結果等に関する問合わせがあった場合は、被害者等の心情に配慮し、適切な対応に努める。

エ 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取をするほか、事情聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被

害児童に十分配慮した取組を進める。

オ 「自助グループ」に対する支援

犯罪被害者等の要望を踏まえ、(公社)秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループに関する広報を行うほか、自助グループの活動等への支援を行う。

カ ストーカー事案への適切な対応

関係機関等と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進及び被害者等の支援を図るための措置を行い、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進する。

キ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努める。

(2) 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

ア 地方公共団体等担当者研修の充実

犯罪被害者支援に必要な知識、技能を習得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修の充実を図るとともに、(公社)秋田被害者支援センター等が主催する研修や講座、シンポジウムへの参加を促進する。また、市町村との連携・協力の促進を図るため、当該市長村が開催する犯罪被害者等支援担当者による研修会にも積極的に参加する。

イ (公社)秋田被害者支援センターにおける人材育成の支援

犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、(公社)秋田被害者支援センター支援員の育成を支援する。

ウ 犯罪被害者等支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、代理受傷に関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、状況に応じカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講ずる。

エ 好事例の勧奨及び適切な評価

情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の実務能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰の実施により、犯罪被害者等支援に係る職員の意識高揚を図る。

(3) 民間支援団体等に対する援助

(公社)秋田被害者支援センターの活動に対し、財政的支援の充実に努めるとともに、(公社)秋田被害者支援センターにおけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携した支援を行う。

(4) 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実



犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新による情報提供を行うなど、その充実を図る。

(5) 犯罪被害者等支援の実態把握等

犯罪被害者等支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態を踏まえ、必要な検討を行う。

5 県民の理解の増進

(1) 県民理解を促進する啓発事業の実施

県主催の「県民のつどい」に積極的に参画するとともに犯罪被害者等による講演会等を開催し、広く県民の参加を求めるなど、犯罪被害者等の手記の配布、街頭キャンペーン等のほか、マスコミや県・市町村等の広報誌、ホームページなど、各種媒体を利用した広報啓発を推進する。

さらに、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに、当該週間に合わせて、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施する。

(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

会議、研修会等様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図る。

(3) 犯罪・事故発生状況等の情報提供

犯罪被害者等の情報に配慮した上で、ホームページ等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報の提供を推進するとともに、交通事故統計、年齢層別の交通事故情報等県民にとって有益な情報の公表に努める。

(4) 大学生に対する犯罪被害者支援に係る理解の促進

大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成及び規範意識の向上等を図る。

(5) 「命の大切さ学習教室」の推進

小・中学生や高校生に対する犯罪被害者等による講演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等を図る。

(6) 「世界道路交通犠牲者の日」の広報啓発

県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎年11月第3日曜日の「世界道路交通犠牲者の日」を周知し、交通事故被害者の追悼と交通事故防止を呼びかけるなど、広報啓発を推進する。

「世界道路交通犠牲者の日」に合わせ、関係機関・団体と連携し、その趣旨を周知させる広報啓発活動や交通事故防止を呼び掛けるなど、交通事故犠牲者への追悼と県民の交通安全意識の高揚を図る。